

議案第 70 号

三朝町と鳥取県との間の公平委員会の手務の委託に関する件
三朝町と鳥取県との間の公平委員会の手務を記規約の通り委託する
ものとする

昭和二十九年三月二十八日提出

三朝町長 坂出 雅 臣



昭和二十九年三月二十九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 彦



三朝町と鳥取県との間の公平委員会の事務を託に因する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第七十条第四項の規定に基き三朝町（以下「甲」という）は同法第八十条第二項の規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という）に委託する

（経費）

第二条 乙の前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもの、外委託事務の処理に因し必要な事項は甲と乙とが協議して定める

附則

1 この規約は昭和二十九年四月一日から施行する
2 この規約は昭和二十九年四月一日から適用する